

議案第13号

慣行の取扱いについて

新市における慣行の取扱いは、次のとおりとする。

平成16年3月1日提出

宇都宮地域合併協議会
会長 福田 富一

宇都宮市の制度に統一する。

なお、各町の慣行については、各地域において引き続き継承していく。

協定項目	慣行の取扱い	所管専門部会名	総務専門部会
調整の方向性	宇都宮市の制度に統一する。 なお、各町の慣行については、各地域において引き続き継承していく。		
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応			
1 市町章について			
宇 都 宮 市		上 三 川 町	
明治44年制定（昭和47年規格制定・告示）  宇都宮城が「亀が丘城」といわれたのにちなみ、亀甲形と宇都宮の「宮」の文字を図案化したもので、古い歴史を持つ郷土の万年にわたる栄光と限りない発展とを表徴するもの * 市章の規格制定（昭和47年）とあわせて市旗の規格を制定・告示	昭和43年制定  「上三川」を1字に抽象化し、円満のうちにも躍動感を表現したもので合併3町村が一つになり飛躍伸展しようとしているもの		
上 河 内 町		河 内 町	
昭和44年制定  羽黒山、鬼怒川の流れを図案化し、羽黒村、絹島村の合併により上河内村が誕生、円満一体のうちに、飛躍伸展しようとするもの	昭和42年制定  「河内」を図案化したもの。丸は平和を表し矢印は躍進を表している。		

2 市町民憲章について	
宇 都 宮 市	上 三 川 町
<p>昭和55年制定</p> <p>宇都宮市は、恵まれた自然と古い歴史に支えられ、二荒の森を中心に栄えてきたまちです。</p> <p>このふるさとに誇りをもち、みんなの力で豊かな未来を築くため、市民の誓いを定めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 健康で、心のふれあう明るいまちをつくります。 2 きまりを守り、活気あふれる楽しいまちをつくります。 3 学ぶことを大切に、文化の薫る美しいまちをつくります 	<p>昭和51年制定</p> <p>わたくしたちは、上三川町民であることに誇りをもち、さらに、一層の発展をめざし、明るく住みよい郷土を築くため、この憲章を定めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一、心身をきたえ、教養を深め、文化の高い町をつくりましょう 一、郷土を愛し、環境をととのえ、住みよい町をつくりましょう 一、互いに励まし、心をふれあい、明るい町をつくりましょう 一、勤労をとうとび、産業をさかんにし、豊かな町をつくりましょう 一、きまりを守り、よい家庭を築き、平和な町をつくりましょう
上 河 内 町	河 内 町
<p>昭和60年制定</p> <p>わたくしたちは、秀麗な羽黒山と水清らかな鬼怒の流れの美しい自然にはぐくまれた郷土かみかわちをこよなく愛し、かみかわちが大きく飛躍し、いつまでも住み良い郷土であることを願って、この憲章を定めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 恵まれた自然を守り、美しい郷土を大切にします。 1 きまりを守り、互いに助け合う郷土をつくります。 1 勤労にはげみ、豊かな活力ある郷土を築きます。 1 歴史を尊び、文化あふれる郷土を育てます。 1 スポーツに親しみ、健康で明るい郷土をめざします。 	<p>昭和60年制定</p> <p>河内町は、水と緑に恵まれた、歴史と伝統に輝く町です。</p> <p>わたくしたちは、河内町民であることに誇りをもち、明るく住みよい郷土を築くため、この憲章を定めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. スポーツに親しみ、健康で明るい町をつくります。 1. 心の触れ合いを大切に、住みよい町をつくります。 1. 教養を深め、文化のかおり高い町をつくります。

3 市町の歌について				
宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
昭和31年制定 ・宇都宮の歌 ・宇都宮音頭	昭和52年制定 上三川町民の歌	平成6年 上河内町歌（音頭）	昭和53年制定 河内町音頭	
4 市町の木について				
宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
昭和61年制定 イチョウ *緑化推奨木 トチノキ, キンモクセイ, ウメ モドキ, サザンカ 市制90周年記念事業の一環 として, 昭和61年に制定	昭和51年制定 イチョウ	昭和60年制定 ユズ	昭和53年制定 ツゲ	
5 市町の花について				
宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
昭和45年制定 サツキ ・明治100年に当たる昭和43年に, 明治100年記念事業として選定 ・市制記念日の4月1日に市花を制定・告示	昭和51年制定 ユウガオ	昭和60年制定 ヤマツツジ	昭和53年制定 サギソウ	

6 市町の鳥について				
宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
なし	昭和51年制定 シラサギ	昭和60年制定 ヒバリ	なし	
7 市町民の日について				
宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
昭和61年制定 4月1日 *毎年市民の日事業を実施	なし	平成9年制定 7月1日	なし	

慣行の取扱い

(1) 先進事例

ア 新潟市の例（平成13年1月1日合併 編入 1市1町）

- 1 市民憲章は，新潟市の制度に統一する。
ただし，黒埼町民憲章は，黒埼地区の憲章として継承していく。
- 2 市民歌は，新潟市の制度に統一する。
ただし，黒埼町の町民歌については，黒埼地区の愛唱歌として伝承していく。
- 3 「市の木」「市の花」は，新潟市の制度に統一する。
ただし，黒埼町の木については，黒埼地区の推奨の木として伝承していく。
- 4 消防出初式は，新潟市の制度に統一する。
ただし，黒埼地区の出初式も別に実施する。
- 5 成人式は，新潟市の制度に統一する。

イ 福山市の例（平成15年2月3日合併 編入 1市1町）

内海町とのケース

福山市章，福山市民憲章及び福山市の「市の花」「市の木」を適用するものとする。
ただし，内海町の木である「ウバメガシ」については，推奨の木とするものとする。

新市町とのケース

福山市章，福山市民憲章及び福山市の「市の花」「市の木」を適用するものとする。

ただし，

新市町の花である「キク」については，福山市の「市の花」に追加するものとする。

新市町の木である「モッコク」については，推奨の木とするものとする。

ウ 静岡市の例（平成 15 年 4 月 1 日合併 新設 2 市）

慣行は，原則として新市において検討するものとする。

ただし，従来の実績等を勘案し，新市に引き継ぐべきものについては，新市において継続するものとする。

エ 秋田市の例（平成 17 年 1 月 11 日合併予定 編入 1 市 2 町）

慣行の取扱いについては，合併時に秋田市の制度に統一する。

ただし，両町の木，花，鳥は，それぞれの地域において継承していくよう努めるものとする。

オ 長野市の例（平成 17 年 3 月合併予定 編入 1 市 1 町）

1 市章，市の歌，市民憲章については，長野市の制度に統一する。

2 各種宣言については，当面長野市の制度に統一し，合併後に見直しを行うものとする。

3 市の木，市の花等については，市民の一体感を醸成するため，合併後，アンケート等の実施により新たに制定する。

カ 長崎市の例（平成 17 年 1 月 4 日合併予定 編入 1 市 6 町）

長崎市き章，長崎市の花及び木並びに長崎市歌を適用するものとする。

ただし，各町のき章，町章，町の花，木，花木，鳥及び魚並びに町民歌は，次のとおり取扱うものとする。

1 き章及び町章については，それぞれの地区のシンボルとして継承するものとする。

2 町の花，木，花木，鳥及び魚については，それぞれの地区の推奨の花，木，花木，鳥及び魚とするものとする。

3 町民歌については，それぞれの地区の愛唱歌として伝承していくものとする。

キ 鹿児島市の例（平成 16 年 11 月 1 日合併予定 編入 1 市 5 町）

1 市紋章については，鹿児島市の市紋章を用いるものとする。

2 市旗については，鹿児島市の旗を用いるものとする。

3 市民歌については，鹿児島市の市民歌を用いるものとする。

4 市民憲章については，鹿児島市の市民憲章を用いるものとする。

5 名誉市民については，鹿児島市の制度に統合するものとする。

6 市木・市花については，鹿児島市の市木・市花を用いるものとする。